

2020年5月29日

保健衛生専門学院学生 各位

新型コロナウイルス感染症の対応について(通知)【第12報】 学生対象

2020年5月25日、緊急事態宣言が全面解除されたことに伴い、白金、相模原キャンパスでは分散登校が開始されますので、今後の本学の対応について下記のとおり変更いたします。

なお、引き続き基本的な予防対策として、「健康観察記録票」を活用して体調管理を行うとともに、日頃から、手洗い、うがい、マスク着用の必須(手作りマスク可)など感染予防対策を徹底してください。

また今後の伝播状況についても最新の関連情報に注意し慎重な判断・行動をお願いします。

記

1. **分散登校の実施**(白金・相模原キャンパス共通)

感染予防の観点から、今後、**分散登校を実施します。学部によって、対象者が異なりますので、各学部からの通知に従ってください。**学部からの通知があるまでは、引き続き大学への登校を禁止します。

2. **前期授業等について**(白金・相模原キャンパス共通)

前期授業は、卒業研究をはじめ一部の実習等を除き、遠隔授業(遠隔対面、動画配信、教材配信など)を継続して実施しますが、段階的に対面の授業を開始します。

※対面授業開始に係る詳細は、各学部からの指示をお待ちください。

3. **アルバイトについて**(白金・相模原キャンパス共通)

家庭教師、飲食店やコンビニなどの接客を伴うアルバイトについては、十分な感染対策を講じ、アルバイト先ともよく相談の上、実施してください。

4. **国内・国外の移動について**(※状況により変更する場合があります。)

海外渡航 : 当面の期間、禁止とします。

国内旅行 : 6月18日(木)までは自粛してください。

国内出張 : やむを得ない場合に限り、指導教員の指示のもと許可する場合があります。

5. **課外活動等について**

・部活動等の課外活動は、後期(9月)からの開始を予定しています。ただし、状況により、さらに延長される場合があることをご理解ください。

・**北里祭、白金祭、紅葉祭は、現段階において開催の可否は未定です。**

6. 健康管理について

- ・密閉・密集・密接を避けて行動しましょう。
- ・日頃から手指衛生(手洗い)を徹底してください。
- ・登校時はマスク着用を義務付けます。
- ・毎日体温を測定し、記録してください。
- ・37.5℃以上の発熱や咳・下痢などの風邪症状がある場合は、自宅待機とし、所属学部や研究科の事務室学生課と所属キャンパスの保健室に連絡してください。
- ・健康観察票を活用してください。

7. 発熱後の登校の目安

① 自宅待機後3日以内に解熱した場合

各種薬剤の内服をしていない状態で、発熱・咳・喀痰・下痢・全身倦怠感などが消失してから48時間以降とする。(症状消失日を0として3日目以降。)

登校前に各キャンパスの保健室に連絡し、登校について確認をしてください。

② 自宅待機後4日経過しても解熱しない場合

感冒症状や概ね37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、下記「8.」のとおりに行動してください。

(以降は、第11報からの変更はありません。)

8. 次の症状等がある方は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部等事務室学生課にご連絡ください。

◎少なくとも以下のいずれかに該当する場合はすぐに連絡してください。(これらに該当しない場合の連絡も可能です。)

① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者(65歳以上)、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。)

④ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

[[新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安](#) 参照]

※帰国者・接触者相談センター 連絡先

- ・相模原市:042-769-9237
- ・十和田市:0176-23-4261
- ・南魚沼市:025-772-8142
- ・東京、埼玉等その他の地域については、以下のURLから。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

9. 新型コロナウイルス感染者の発症2日前から、または感染の疑いのある方と、濃厚な(1m程度までの距離で15分以上会話するなど)接触があった方は、以下の対応をしてください。

- ① 速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡してください。
- ② 上記8. の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の自宅待機を要請します。速やかに所属学部等事務室に連絡してください。
- ③ 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部等事務室に連絡してください。
- ④ 経過観察中に上記1の症状が出現した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部等事務室に連絡してください。

※自分で症状の判断がつかず、帰国者・接触者相談センターに連絡するか悩んだ場合は、まずは健康管理センター又は各キャンパス保健室に相談し、指示を仰いでください。

10. 新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を確認するようにしてください。

※臨床実習中の学生は、各学部又は実習中の医療機関の指示に従ってください。

●内閣官房 HP

<https://corona.go.jp/>

【本件に関する連絡先】

○教学センター 042-778-7935、9031

または各学部等事務室

○課外活動に関すること

・体育会及び文化会: 教学センター学生課

042-778-9031、9323、9748

・各学部北里会 : 各学部等事務室